

羽生水郷公園 現況調書

1 公園の設置目的

羽生水郷公園は、昭和56年に国内で唯一、国の天然記念物に指定されたムジナモの自生地を有する公園として開設されました。昭和58年にはさいたま水族館を開設し県内の淡水魚を中心に展示しています。

東武伊勢崎線羽生駅の東約5.3km、水田を主としたいわゆる水郷の景観の中に位置しており、水族館、水生植物園、菖蒲田などが整備されています。

また、「身近な水辺の生物と人との共生」をテーマとした文化教養型レクリエーション拠点として、自然環境学習の場の創出や安心して楽しく遊べる環境の整備を目的に設置しています。

2 公園の概要

- (1) 位置 羽生市三田ヶ谷及び与兵衛新田地内ほか
- (2) 開設年月日 昭和56年6月20日
- (3) 公園面積 開設済面積 53.6ha
- (4) 公園利用者（人）

	有料施設利用者数
R6年度	260,958人
R7年度	278,639人

※令和6年度は本館空調設備及び屋根工事の為、令和7年1月6日から令和7年2月5日まで本館が休館した。そのため、レクチャールームに水槽を展示し利用料金については大人200円、小人50円とした。また、発行済みの年間パスポート券については有効期限を1か月間延長した。

(5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	雑木林、植栽、花壇		○
	池、沼、湿地		○
	モニュメント		○
2 [休養施設]	大型休憩舎、藤棚、四阿、パーゴラ、テーブル、ベンチ		○
3 [教育施設]	水族館本館 (面積 1797.70㎡) エントランス棟 (面積 464.79㎡) 特別展示棟 (面積 291.60㎡) おさかなルーム (面積 92.82㎡) カワウソ舎 (面積 ※69.48㎡) ※建物+放牧場の面積	○	
4 [便益施設]	売店 2か所	○	
	北駐車場 623台		○
	南駐車場 472台 (うち臨時288台)		○
	便所 7か所(公園5箇所 水族館2か所)		○
	複合遊具、遊具		○
	健康遊具		○
	バッテリーカー広場 2か所	○	
	バーベキュー場	○	
5 [管理施設]	浄化槽 5基		○

	井戸 2か所		○
	浮棧橋 (宝蔵寺沼)		○
	倉庫		○
	固定水槽 37基		○
	受水槽 1か所		○
	ポンプ室 1か所		○
	屋外スピーカー 8か所		○
	温室 1か所		○
6 [防災施設]	耐震性貯水槽 防災用井戸 放送設備 非常用電源 夜間照明施設		○

(6) 主な建物 (建築物)

- ・羽生水郷公園 建物一覧表参照 (別紙1)

3 施設供用日、供用時間等※令和7年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
水族館	令和7年4月1日～令和8年3月31日(343日間)	午前9時30分～午後5時 (4月1日～11月30日) (2月1日～3月31日) 午前9時30分～午後4時30分 (12月1日～1月31日)	4月～7月 毎月第二月曜日が休館 9月～3月 毎月第二、第四月曜日が休館 年末年始(12月29日から1月1日)は休館 ※月曜日が祝日に当たる場合は翌日を休館。 ※8月は無休とする。 。
管理事務所	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (365日間)	午前8時30分～午後5時15分	無し
駐車場	令和7年4月1日～令和8年3月31日 (365日間)	午前8時00分～午後6時00分	無し

4 職員体制

(1) 職員配置

常勤職員及び契約職員、業務補助職員を配置している。

所長 ─┬─ 管理運営課長 ─ 職員 ─ 契約職員 ─ 業務補助職員
 └─ 飼育課長 ─ 職員 ─ 契約職員 ─ 業務補助職員

(2) 勤務体制

		土・日 祝日	月～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常勤職員	6	5	8:30～17:15	園地 飼育 券売・売店・収益
	契約職員	7	5	8:30～17:15	
	業務補助職員	0	4	8:30～17:00	
	業務補助職員	4	3	8:30～17:15	
	業務補助職員	9	4	8:30～17:15	
	計	26	21		
早 朝					早朝・夜間は警備会社 に業務委託している。
深 夜					

5 管理実態

(1) 園地図

- ・羽生水郷公園 園地図参照（別紙2）

(2) 管理業務

- ・羽生水郷公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・羽生水郷公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

(3) 主要設備機器

- ・羽生水郷公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

(4) 施設運営電力等契約状況

○電気【水族館】(契約種別・契約電力)業務用季節別時間帯別電力2型・269KW 使用量 1,206,926kwh 【公園】(契約種別・契約電力)業務用電力・34KW 使用量 98,979kwh 【公園】(契約種別・契約電力)低圧電力・9KW 使用量 14,246kwh
○上水道(契約口径・引込数)50mm ×1 使用量 各6,203m3 ※公園含む
○浄化槽【水族館】185人槽 【公園北駐車場】180人槽 【公園売店裏】176人槽 【公園西側】176人槽 【公園南駐車場】96人槽
○LPGガス(用途)水族館内 使用量 1.5m3
○軽油(用途)非常用発電機他 使用量 1,368ℓ
○ガソリン(用途)公用車他 使用量 2,640ℓ
○電話 3回線(FAX含む)

(5) 遊具点検

[主な遊具]	・大型複合遊具(船)	平成24年5月設置
	・中型複合遊具(ライオン)	平成24年5月設置
	・クライミング遊具(イーボス)	平成24年5月設置
	・滑り台(コバトン広場)	平成24年5月設置
	・大型複合遊具	平成26年3月設置
	・健康遊具(10基)	平成24年3月設置
[点検]	・外注分 : 安全点検(目視・計測)	年1回
	・直営分 : 安全点検(目視・触診)	毎日

(6) 修繕リスト

- ・羽生水郷公園 修繕工事一覧参照(別紙6)

(7) 有料施設の利用状況

- ・羽生水郷公園 有料施設利用状況参照(別紙7)

(8) 設置・占用・行為許可の状況

- ・羽生水郷公園 設置・占用・行為許可一覧参照(別紙8)

(9) 貸与可能備品

- ・羽生水郷公園 貸与可能備品一覧参照（別紙 9）

(10) 利用料金一覧

- ・羽生水郷公園 利用料金一覧参照（別紙 10）

(11) 飼育魚類等

- ・さいたま水族館魚類等飼育状況参照（別紙 11）

(12) 県営公園利用者アンケート結果

- ・県営公園利用者アンケート集計結果（別紙 12）

※令和 8 年 6 月 1 日（月）～6 月 19 日（金）web アンケートにより実施

※県 HP や県公式 SNS 等での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回答の協力を呼びかけて実施

6 特記事項

○ 水生生物関係事業

1 水族館

希少生物の保護・研究

- ① 国の種指定天然記念物であるミヤコタナゴの継代飼育と繁殖を開館以来続けている。また、所沢市、滑川町の担当者に飼育繁殖技術の研修を行い野生復帰事業に協力している。
- ② 国の地域指定天然記念物であるムジナモの継代栽培と繁殖を開館以来続けている。また、羽生市のムジナモ検討委員会の会員であり、自生地保護、栽培について積極的に参画している。
- ③ 県の天然記念物と埼玉県の保護動物であるムサシトミヨの継代飼育と繁殖を開館以来続けている。また、熊谷市のムサシトミヨ保護推進協議会の会員であり生息地調査、熊谷市の小中学校の繁殖池の越夏調査に協力している。
- ④ さいたま水族館は、社団法人日本動物園水族館協会に加盟しており、飼育実績が評価されて生物多様性委員会からムサシトミヨの計画管理者を拝命している。
上記に伴い、全国のムサシトミヨを展示する水族館に対し技術支援と情報の提供を行っている。

教育関係

- ① 大学の学芸員資格習得希望者、動物専門学校現場実習希望者を毎年受け入れて博物館実習の場を提供している。

- ② 小・中学校の総合学習、職場体験等の校外学習に関しては可能な限り協力し、学習の場を提供している。
- ③ 学校の理科教員に対しては、教育局より依頼を受けて生物飼育に関する理科研修を提供している。

2 水郷公園

- ① 国の天然記念物に指定されているムジナモ自生地は、公園内の宝蔵寺沼と隣接しており、水族館からの排水は自生地の水源を兼ねている。年間を通じて公園と自生地の一体的な水質・水量管理が求められ、特に水源の汚染（油の流出、周囲での農薬使用等）はムジナモの生育に影響を及ぼす危険性があることを留意し、ムジナモ自生地に配慮しながらの水量調整、水源管理を行っている。
- ② 外来生物（ブルーギル、バス、ウシガエル等）の駆除を随時行っている。
- ③ 埼玉大学と協同で三田ヶ谷池の生物調査を実施している。

○その他

- ① 平成21年7月から行っているカナディアンカヌーによる体験事業に加え、平成27年度から手漕ぎボートの営業を行っている。（カヌー及び手漕ぎボートについては現指定管理者所有）
- ② 公園施設と水族館施設とは別系統で高圧受電を行っているため、それぞれ個別に書類の提出や資格者の選任、報告が必要となる。
- ③ 羽生市、埼玉県と『県営羽生水郷公園と羽生市観光施設との連携による三田ヶ谷地区の地域活性化に関する覚書』（令和2年3月16日締結）を締結し、利用者サービスの向上及び三田ヶ谷地区の地域活性化を目的とした事業を協力して行っている。
（キャッセ羽生との連携、水辺の花畑広場でのハーブ園、いちご農園との提携等）
- ④ 令和3年4月よりさいたま水族館初の哺乳類展示（コツメカワウソ）を開始している。
- ⑤ 指定管理期間中にネーミングライツ制度を導入し、愛称が付与される可能性がある。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。
- ⑥ 令和7年に県工事において、園内に10台の防犯カメラを設置した。防犯カメラ1台につき、月に約8千円程度の通信料が発生するため、指定管理者の見積もりには、合計8万円/月（10台）の通信料を含めた額を積算すること。この費用については、令和8年度予算と比較を行う一次審査の指定管理料に係る評価からは除外して審査を行う。

なお、最終的な通信料や支払い時期については、指定管理者として指定された後、協定締結時に県と協議することができる。

○地元自治体との協力

- ① 羽生水郷公園を会場に開催されていた「世界キャラクターさみっとin羽生」の円滑な実施を図るため、羽生水郷公園指定管理者、羽生市、埼玉県営繕・公園事務所の3者で覚書を締結している。

『「世界キャラクターさみっと i n 羽生」の実施に伴う県営羽生水郷公園の利用方法について』（平成31年1月11日締結）

- ② 羽生水郷公園及び羽生市観光施設（「羽生三田ヶ谷農林公園キャッセ羽生」及び「観光農園」）で実施する事業を、互いに連携・協力して実施すること等により、利用者サービスの向上及び三田ヶ谷地区の地域活性化を図るため、羽生水郷公園指定管理者、羽生市、埼玉県営繕・公園事務所の3者で覚書を締結している。

『県営羽生水郷公園と羽生市観光施設との連携による三田ヶ谷地区の地域活性化に関する覚書』（令和2年3月16日締結）

羽生水郷公園 建物一覧

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)	備考
事務所 (水族館)	昭和58年6月9日		鉄筋コンクリート造	2	1,797.70	1,767.07	水族館エリア 1
事務室 (レクチャールーム)	平成14年3月22日		軽量鉄骨造	1	113.64	90.96	水族館エリア 2
事務所 (売店)	平成7年3月17日		鉄骨造	1	63.84	59.62	けやき広場エリア 17
雑屋 便所 (売店裏)	平成6年8月10日		鉄筋コンクリート造	1	48.00	48.00	けやき広場エリア 15
雑屋 四阿A (水族館内)	平成5年3月30日		木造	1	9.00	9.00	水生植物エリア 11
雑屋 四阿B (かたらいの丘)	平成5年3月30日		木造	1	5.29	5.29	水族館エリア 10
雑屋 シェルター (水族館入口)	平成5年3月30日		鉄骨造	1	164.00	164.00	水族館エリア 156
事務所 休憩舎	平成5年7月13日		鉄骨造	1	463.24	375.00	けやき広場エリア 28
雑屋 便所 (芝生広場)	平成3年3月22日		鉄筋コンクリート造	1	45.00	45.00	芝生広場北駐車場エリア 21
(事務所) 車庫・倉庫	昭和60年11月30日		軽量鉄骨造	1	79.25	79.25	水族館エリア 4
倉庫			プレハブ造	1	6.48	6.48	けやき広場エリア 13
倉庫			プレハブ造	1	14.04	14.04	けやき広場エリア 14
エントランス棟	平成27年5月13日		鉄筋コンクリート造	1	464.79	464.79	水族館エリア 3
駐輪場	昭和58年6月9日		鉄骨造	1	22.40	22.40	水族館エリア
休憩所			鉄骨造	1	10.00	10.00	水族館エリア
倉庫	平成8年3月27日		プレハブ造	1	8.02	8.02	芝生広場北駐車場エリア 14
倉庫			鉄骨造	1	16.53	16.53	水族館エリア 5
水槽小屋			鉄骨造	1	50.00	50.00	水族館エリア 141
水槽小屋			鉄骨造	1	15.81	15.81	水族館エリア 142
水槽小屋			鉄骨造	1	10.44	10.44	水族館エリア 143
水槽小屋			プレハブ造	1	113.43	113.43	水族館エリア
公衆便所			鉄筋コンクリート造	1	28.38	28.38	花の広場エリア
カヌー艇庫	平成21年7月7日		鉄骨造	1	37.70	37.70	けやき広場
倉庫	平成22年1月21日		鉄骨造	1	8.64	8.64	けやき広場

羽生水郷公園 建物一覧

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 (m^2)	延床面積 (m^2)	備考
休憩所			鉄骨造	1	40.00	40.00	けやき広場エリア 8 9
トイレ	平成18年3月27日		アルミパネル構造	1	23.12	23.12	花の広場エリア
休憩所			鉄骨造	1	30.00	30.00	花の広場エリア
倉庫			鉄骨造	1	1.71	1.71	水族館エリア 6
倉庫			鉄骨造	1	2.20	2.20	水族館エリア 7
倉庫			鉄骨造	1	12.28	12.28	水族館エリア 8
倉庫			鉄骨造	1	2.47	2.47	水族館エリア 9
温室			鉄骨造	1	18.24	18.24	水族館エリア 8 2
倉庫			鉄骨造	1	38.64	38.64	水族館エリア 1 4 7
休憩所	平成26年3月24日		鉄骨造	1	377.00	336.00	桜のお花見広場エリア12
トイレ	平成24年2月29日		鉄筋コンクリート造	1	54.00	54.00	桜のお花見広場エリア12
テナント棟	平成27年7月28日		鉄骨造	1	127.66	119.71	水族館エリア 3
特別展示室棟	平成27年10月13日		鉄骨造	1	291.60	259.84	水族館エリア 3
コツメカワウソ 舎	令和2年3月30日		木造	1	9.98	9.98	水族館エリア155
				計	4,624.52	4,398.04	

羽生水郷公園

さいたま水族館



羽生水郷公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容																																																																																													
1	管理事務所業務	受付事務（窓口対応、有料施設、行為許可の受付、利用料金徴収業務等） 鍵の管理（さいたま水族館、北・南駐車場門扉、公園内トイレ5か所、電気・非常用設備関係）																																																																																													
2	園地管理業務	<p>【委託管理】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 504 662 537">工種</th> <th data-bbox="662 504 1268 537">種別</th> <th data-bbox="1268 504 1519 537">数量 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="422 537 1519 571">○除草管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 571 662 604">芝・草地管理</td> <td data-bbox="662 571 1268 604">性能管理（草高10cm以下）対象面積166,662㎡</td> <td data-bbox="1268 571 1519 604">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 604 662 638">芝・草地管理</td> <td data-bbox="662 604 1268 638">性能管理（草高20cm以下）対象面積14,310㎡</td> <td data-bbox="1268 604 1519 638">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 638 662 672">機械除草Ⅰ</td> <td data-bbox="662 638 1268 672">肩掛式</td> <td data-bbox="1268 638 1519 672">8,000㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 672 662 705">機械除草Ⅱ</td> <td data-bbox="662 672 1268 705">除草、集草、積込・運搬</td> <td data-bbox="1268 672 1519 705">2,600㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 705 662 739">機械除草Ⅱ</td> <td data-bbox="662 705 1268 739">ハンドガイド+肩掛式</td> <td data-bbox="1268 705 1519 739">913,000㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 739 662 772">水辺（水中）草刈</td> <td data-bbox="662 739 1268 772">アシ等の水中人力刈り</td> <td data-bbox="1268 739 1519 772">260㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 772 662 806">トラック運搬</td> <td data-bbox="662 772 1268 806">2tトラック</td> <td data-bbox="1268 772 1519 806">5台</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="422 828 1519 862">○植栽管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 862 662 896">低木剪定</td> <td data-bbox="662 862 1268 896">性能管理（集草、運搬含む）</td> <td data-bbox="1268 862 1519 896">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 896 662 929">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 896 1268 929">落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満</td> <td data-bbox="1268 896 1519 929">20本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 929 662 963">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 929 1268 963">落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満</td> <td data-bbox="1268 929 1519 963">20本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 963 662 996">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 963 1268 996">落葉広葉樹 幹周120以上150cm未満</td> <td data-bbox="1268 963 1519 996">20本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 996 662 1030">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 996 1268 1030">落葉広葉樹 幹周150cm以上180cm未満</td> <td data-bbox="1268 996 1519 1030">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1030 662 1064">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 1030 1268 1064">常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満</td> <td data-bbox="1268 1030 1519 1064">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1064 662 1097">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 1064 1268 1097">常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満</td> <td data-bbox="1268 1064 1519 1097">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1097 662 1131">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 1097 1268 1131">常緑広葉樹 幹周120cm以上150cm未満</td> <td data-bbox="1268 1097 1519 1131">5本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1131 662 1164">高木基本剪定</td> <td data-bbox="662 1131 1268 1164">常緑広葉樹 幹周150cm以上180cm未満</td> <td data-bbox="1268 1131 1519 1164">5本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1164 662 1198">枯損木処理</td> <td data-bbox="662 1164 1268 1198">チェーンソー伐採 幹周120cm以上150cm未満</td> <td data-bbox="1268 1164 1519 1198">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1198 662 1232">枯損木処理</td> <td data-bbox="662 1198 1268 1232">チェーンソー伐採 幹周150cm以上200cm未満</td> <td data-bbox="1268 1198 1519 1232">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1232 662 1265">低木剪定（寄植）</td> <td data-bbox="662 1232 1268 1265">機械刈込</td> <td data-bbox="1268 1232 1519 1265">2,640㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1265 662 1299">トラック運搬</td> <td data-bbox="662 1265 1268 1299">2tトラック</td> <td data-bbox="1268 1265 1519 1299">50台</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="422 1321 1519 1355">○菖蒲田管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1355 662 1388"></td> <td data-bbox="662 1355 1268 1388">性能管理</td> <td data-bbox="1268 1355 1519 1388">1年</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="422 1411 1519 1444">○林地管理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1444 662 1478">間伐</td> <td data-bbox="662 1444 1268 1478">間伐 幹周30cm以上60cm未満</td> <td data-bbox="1268 1444 1519 1478">40本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1478 662 1512">間伐</td> <td data-bbox="662 1478 1268 1512">間伐 幹周60cm以上90cm未満</td> <td data-bbox="1268 1478 1519 1512">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1512 662 1545">間伐</td> <td data-bbox="662 1512 1268 1545">間伐 幹周90cm以上120cm未満</td> <td data-bbox="1268 1512 1519 1545">10本</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1545 662 1579">下草刈り</td> <td data-bbox="662 1545 1268 1579"></td> <td data-bbox="1268 1545 1519 1579">28,800㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1601 662 1635">直営管理</td> <td data-bbox="662 1601 1268 1635">5日/週 作業員4名</td> <td data-bbox="1268 1601 1519 1635"></td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	数量 計	○除草管理			芝・草地管理	性能管理（草高10cm以下）対象面積166,662㎡	1年	芝・草地管理	性能管理（草高20cm以下）対象面積14,310㎡	1年	機械除草Ⅰ	肩掛式	8,000㎡	機械除草Ⅱ	除草、集草、積込・運搬	2,600㎡	機械除草Ⅱ	ハンドガイド+肩掛式	913,000㎡	水辺（水中）草刈	アシ等の水中人力刈り	260㎡	トラック運搬	2tトラック	5台	○植栽管理			低木剪定	性能管理（集草、運搬含む）	1年	高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	20本	高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	20本	高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周120以上150cm未満	20本	高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周150cm以上180cm未満	10本	高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	10本	高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	10本	高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周120cm以上150cm未満	5本	高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周150cm以上180cm未満	5本	枯損木処理	チェーンソー伐採 幹周120cm以上150cm未満	10本	枯損木処理	チェーンソー伐採 幹周150cm以上200cm未満	10本	低木剪定（寄植）	機械刈込	2,640㎡	トラック運搬	2tトラック	50台	○菖蒲田管理				性能管理	1年	○林地管理			間伐	間伐 幹周30cm以上60cm未満	40本	間伐	間伐 幹周60cm以上90cm未満	10本	間伐	間伐 幹周90cm以上120cm未満	10本	下草刈り		28,800㎡	直営管理	5日/週 作業員4名	
工種	種別	数量 計																																																																																													
○除草管理																																																																																															
芝・草地管理	性能管理（草高10cm以下）対象面積166,662㎡	1年																																																																																													
芝・草地管理	性能管理（草高20cm以下）対象面積14,310㎡	1年																																																																																													
機械除草Ⅰ	肩掛式	8,000㎡																																																																																													
機械除草Ⅱ	除草、集草、積込・運搬	2,600㎡																																																																																													
機械除草Ⅱ	ハンドガイド+肩掛式	913,000㎡																																																																																													
水辺（水中）草刈	アシ等の水中人力刈り	260㎡																																																																																													
トラック運搬	2tトラック	5台																																																																																													
○植栽管理																																																																																															
低木剪定	性能管理（集草、運搬含む）	1年																																																																																													
高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	20本																																																																																													
高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	20本																																																																																													
高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周120以上150cm未満	20本																																																																																													
高木基本剪定	落葉広葉樹 幹周150cm以上180cm未満	10本																																																																																													
高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周60cm以上90cm未満	10本																																																																																													
高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周90cm以上120cm未満	10本																																																																																													
高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周120cm以上150cm未満	5本																																																																																													
高木基本剪定	常緑広葉樹 幹周150cm以上180cm未満	5本																																																																																													
枯損木処理	チェーンソー伐採 幹周120cm以上150cm未満	10本																																																																																													
枯損木処理	チェーンソー伐採 幹周150cm以上200cm未満	10本																																																																																													
低木剪定（寄植）	機械刈込	2,640㎡																																																																																													
トラック運搬	2tトラック	50台																																																																																													
○菖蒲田管理																																																																																															
	性能管理	1年																																																																																													
○林地管理																																																																																															
間伐	間伐 幹周30cm以上60cm未満	40本																																																																																													
間伐	間伐 幹周60cm以上90cm未満	10本																																																																																													
間伐	間伐 幹周90cm以上120cm未満	10本																																																																																													
下草刈り		28,800㎡																																																																																													
直営管理	5日/週 作業員4名																																																																																														

羽生水郷公園 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
3	清掃業務	<p>【水族館内】</p> <p>○日常清掃 床掃き又はモップ拭き清掃、屑ゴミ処理、自動ドア拭き清掃、衛生器具類の清掃、トイレトペーパー、水石鹸等の補充等 週6日以上・3人/日</p> <p>○定期清掃 床の洗浄、ワックス掛け、窓ガラス拭き、照明器具清掃 ガラス面 2回/年・床ワックス 4回/年</p> <p>【公園内】</p> <p>園路、広場、遊具広場、休憩舎などを中心に、掃き掃除やゴミの収集・分別処理、衛生器具類の清掃、トイレトペーパー、水石鹸等の補充等 週6日以上・3人/日</p>
4	警備業務	館内施設の夜間防犯対策として、警備会社によるセンサーを用いた機械警備 夜間警備（午後8時00分～翌日午前7時00分）
5	自動制御機器保守点検業務	飼育水の給排水設備の水温管理を行っているセンサーや機器類の点検 ・総合点検、精密点検、定期点検 各1回/年 ・シーズン切替点検 2回/年
6	チラーユニット・熱交換機保守点検	チラーユニットおよび熱交換機の点検 ・チラーユニット点検 2回/年 ・熱交換機点検 2回/年
7	飼育給排水保守点検	給排水設備や排水・ろ過器の点検清掃 ・機器保守点検 4回/年 ・ろ過ポンプ清掃 2回/年 ・排水槽清掃・点検 排水管清掃 各1回/年
8	ポンプ類保守点検	飼育水関連ポンプの点検 ・絶縁測定、圧力確認、水温測定等 2回/年
9	空調機保守点検	水族館内の空調設備の点検 ・空冷ヒートポンプチラーユニット点検 2回/年 ・空調機点検 2回/年 ・パッケージエアコン 2回/年
10	電気設備点検	水族館内の電気設備の点検 ・飼育系統、衛生系統、消火栓系統制御盤点検 4回/年 ・送風機操作盤 4回/年 ・電灯分電盤 4回/年

11	建築物点検	<p>建築基準法に基づき、特殊建築物に該当する水族館の建築物について点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育系統、衛生系統、消火栓系統制御盤点検 5回/年 ・送風機操作盤 5回/年 ・電灯分電盤 5回/年
12	消防設備点検	<p>消防法に基づき、火災報知器・消火器・消火栓等の消防用設備の機能確認および保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観・機能点検（6カ月点検）1回/年 ・外観・機能・総合点検（1年点検）1回/年
13	自家用電気工作物保安点検	<p>電気事業法に基づく電気施設の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自家用電気工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・月次点検 1回/月 ・年次点検 1回/年 ■井戸用発電機(常用発電所) <ul style="list-style-type: none"> ・月次点検 2回/年 ・年次点検 1回/年
14	自家発電設備整備点検業務	<p>災害等の停電時に確実に稼働するための消防法に基づく点検整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観・機能点検（6カ月点検）1回/年 ・外観・機能・総合点検（1年点検）1回/年 ・非常災害用発電機総合点検 年1回
15	浄化槽保守点検	<p>浄化槽法に基づく保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 4回/年
16	受水槽清掃	<p>水道法に基づき、受水槽の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検清掃 1回/年
17	遊具点検	<p>浄化槽法に基づく保守点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期点検 4回/年
18	ゴミ収集運搬	<p>公園内で排出したゴミの運搬・処理</p> <p>1回/週</p>

羽生水郷公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理 経費	人件費	107,664	124,186	133,224	134,198	134,839
	消耗品費	10,452	15,016	12,858	11,246	7,130
	修繕費	14,239	16,067	13,088	11,451	11,950
	光熱水費	35,058	28,691	30,687	31,873	39,502
	責任保険料	452	495	447	460	532
	手数料	10,982	11,626	15,143	13,849	9,211
	委託料	34,343	33,893	32,629	34,824	68,732
	租税公課	98	45	127	82	77
	その他	88,770	115,329	108,314	118,567	103,255
	合計	302,058	345,348	346,517	356,550	375,228

収入	委託料収入	214,716	221,099	220,491	217,731	219,356
	利用料金収入	69,137	68,547	66,097	74,472	70,604
	自主事業収入	35,548	66,461	80,002	91,192	85,268
	合計	319,401	356,107	366,590	383,395	375,228

管理費経費－収入	-17,343	-10,759	-20,073	-26,845	0
----------	---------	---------	---------	---------	---

※ 令和4年度から令和7年度は決算、令和8年度は当初予算の額を記載している。

※ 令和8年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費や人件費等について、昨今のエネルギー価格及び労務単価高騰を見込んで7,640千円増額している。
(光熱費:6,973千円、人件費:667千円)

※ 管理経費(人件費)及び収入(指定管理料)の内訳には、現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費は含まれていない。

令和8年度の現行指定管理者に派遣されている県職員の人件費の概算金額は下記のとおり。

(令和4年度から令和7年度の県派遣職員の数人は令和8年度と大きく変更はない)

<令和8年度>

3,179,532円

羽生水郷公園 主要設備機器一覧

(水族館)さいたま水族館屋外エリア				
施設名等	機器名	仕様・能力	数量	備考
案内所等	時計台	φ700 両面内照太陽電池ポール時計 ポール:5900mm	1	
電気設備	外灯	ポール:5000mm 200W 200V	1	
	外灯	ポール:6300mm MH400W 200V	1	
	外灯	ポール:4500mm MH400W 200V	1	
その他	水槽(屋外)	鉄筋コンクリート製 2300×4950×650	1	11.4m ²
	水槽(屋外)	鉄筋コンクリート製 4400×4300×840	1	18.9m ²
	水槽(屋外)	鉄筋コンクリート製 3900×2100×630	1	8.2m ²
深井戸設備	深井戸ポンプ	100A 1.0m ³ /min 60m 15kW 200V 50Hz	1	1号
	深井戸	ケーシングパイプ 300φ 270m	1	
	深井戸ポンプ	100A 0.53~1.4m ³ /min 82~45m 15kW 200V 50Hz	1	2号
排水設備	浄化槽	185人槽 沈殿分離接触ばっ気 汚水量37m ³ /日 放流水質30ppm	1	
電気設備	引込柱	鋼管ポール L=6300mm	1	
電気設備	100Vコンセント	木製ウォールボックス小屋内	1	
	防犯システム	セコム製 ボーダー300	14	
	防犯システム	セコム製 ボーダー1000	12	
その他	給油口	ステンレス製ユニットボックス500×450×600	1	
	オイルタンク	3000L 灯油	1	
排水設備	排水ポンプ槽	50A 50L/min 13.5m 0.75kW 並列交互形	1	カメタツチンクコーナー
空調設備	パッケージエアコン	壁掛形 冷房能力2.8kw 暖房能力4.0kw	1	券売所
	パッケージエアコン	天吊形 冷房能力12.5kw 暖房能力14kw 3.75kw	2	お魚ルーム
その他	水槽	R-500L ホリエチレン製 ろ過槽 循環ポンプ等共	4	検疫舎
排水設備	排水ポンプ	水中形 50A 150L/min 6m 0.4kW	1	検疫舎
空調設備	ブロワ	20A 150L/min 18kpa 0.165kW	1	
	ブロワ	13A 80L/min 15kpa 0.054kW	1	
	有圧扇	排気用 300φ 1400m ³ /h 30pa	1	
	有圧扇	給気用 300φ 1200m ³ /h 30pa	1	
	パイプファン	150φ 120m ³ /h 5pa	1	
	冷温水発生機	YAZAKI製 冷凍能力241920kcal/h 加熱能力246070kcal/h 200V 22.9KVA 燃料:灯油 冷却塔一体屋外型	1	
その他	屋外監視カメラ	アツミ電気機製 1/2インチ CMOSセンサー 213万画素 他	7	

羽生水郷公園 主要設備機器一覧

(水族館)館内					
施設名等	機器名	仕様・能力	数量	備考	
消防設備	防火シャッター	防火シャッター×3 防火戸×2	5		
	消火器	ABC粉末10型(蓄圧)	29		
	消防用貯水槽	床下コンクリート水槽15m ³	1		
	屋内消火栓	コ第15-33号 総合型	4		
	受信機		1		
	感知器	差動式 スポット型	35		
	感知器	定温式 スポット型	5		
	感知器	煙式 スポット型 光電式 非蓄積	35		
	地区音響装置	スピーカー4台 プロジェクター1台	5		
	発信機		5		
	複合装置・増幅器		1	事務室	
	誘導灯	避難口B級(高輝度)×1 避難口C級(10W)×9 通路B級(10W)×2 通路C級(10W)×7	19		
火災報知器	自動火災報知器	4	1F		
空調設備	パッケージエアコン	天カセ 冷房能力12.5Kw 暖房能力14.0Kw	1	事務室	
	パッケージエアコン	壁掛け 冷房能力5.6Kw 暖房能力6.3Kw	1	会議室	
	パッケージエアコン	天吊り 冷房能力7.1Kw 暖房能力8.0Kw	1	休憩室	
	パッケージエアコン	天吊り 冷房能力12.5Kw 暖房能力14.0Kw	1	キーパー室	
	パッケージエアコン	天カセ 冷房16kw 暖房18kw 4.5kw	2	特展室	
	パッケージエアコン	空冷ヒートポンプエアコン 天井カセット4方面	4	1F	
	空調機	AC-2 冷房65.1kW 暖房48kW 3.7kW	1	キッズルーム	
	空調機	VEF-5 270m/h×30Pa	1	映写室	
	空調機	ストレートシロッコファン 2×2-6000m ³ /h×100Pa	4	キーパースペース	
給水設備	瞬間湯沸器	14L	1		
空調設備	中間ファン	ストレートシロッコ	1	男女便所	
	送風機	シロッコファン	1	客用便所	
	中間ファン	ストレートシロッコファン	1	湯沸室他	
	中間ファン	ストレートシロッコファン	1	ロッカー室	
	換気ファン	天井埋込型	1	飼料室	
	中間ファン	ストレートシロッコファン	3	応接室他	
	換気ファン	天井埋込型	5	キーパー室他	
	中間ファン	ストレートシロッコファン	1	倉庫	
	換気ファン	2部屋換気用	1	浴室+脱衣室	
その他	屋内監視カメラ	アツミ電気(株)製 AEX5230 1/2 CMOSセンサー 213万画素	1		

羽生水郷公園 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 6 年 度		令和 7 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
2F補給水系統他流量計更新修繕	507,210	風除室外壁張替え修繕	423,500
井水送水ポンプNo.1更新修繕	847,000	浄化槽ブロワ交換業務	396,000
デジタルサイネージ更新修繕	788,700	浄化槽マンホールほか修繕	402,600
ハンマーナイフモアクローラー修理代	358,600	補給水ポンプゲートバルブ他更新修繕	227,040
上流展示水槽什器修繕	548,900	25℃循環ポンプ更新修繕	873,180
水中ヘリカルブロワ修繕	108,900	管理事務所前給水管漏水修繕	242,000
北駐車場バリカー設置	612,700	20℃循環ポンプ更新修繕	718,300
南駐車場他バリカー設置	398,200	冷水展示水槽 結露受け改修工事	355,300
園路拡張舗装工事	275,000	便座取替工事修繕	227,700
面台塗装工事	540,100	水族館入口鋼製ゲート塗裝修繕	253,000
職員便所改修工事	473,000	多目的広場内給水管漏水修繕	283,800
北駐車場多目的トイレフラッシュバルブ交換	209,000	15℃系循環ポンプ更新	775,500
上流展示水槽什器修繕	539,000	ロープ柵更新修繕	990,000
温水槽補給水設備FMバルブ交換修繕	398,200	南駐車場区画舗装工事	998,800
ハンドドライヤー修繕工事	985,600	ろ過系統バタフライ弁交換	979,000
大型アコーディオン門扉工事	1,067,000	15℃・20℃観察窓交換	242,000
		休憩舎前平板修繕	280,500
		遊具ゴムチップ舗装	979,000
20万円以下 50件	4,430,396	20万円以下 41件	2,790,216
合 計	13,087,506	合 計	12,437,436

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

令和7年度さいたま水族館利用状況

別紙7

	有料							無料				入館者合計	入館料合計	
	一般		団体		年間パスポート			有料計	幼児	身障者	その他			無料計
	大人	小人	大人	小人	大人	小人	シニア							
4月	9,792	2,751	68	55	175	41	14	12,896	4,699	1,044	769	6,512	19,408	5,785,900
5月	13,384	2,768	106	87	155	25	24	16,549	5,948	1,731	2,011	9,690	26,239	7,578,220
6月	8,894	1,927	222	349	119	27	7	11,545	4,896	1,075	626	6,597	18,142	5,180,140
7月	9,449	2,268	64	185	135	25	14	12,140	4,651	1,750	909	7,310	19,450	5,467,200
8月	19,987	6,175	92	96	183	42	21	26,596	8,680	3,208	2,037	13,925	40,521	11,594,880
9月	11,091	2,455	193	518	148	33	8	14,446	6,100	1,354	947	8,401	22,847	5,036,080
10月	8,343	2,085	408	1,434	111	25	11	12,417	4,723	916	951	6,590	19,007	5,125,320
11月	11,302	2,693	204	1,003	157	33	25	15,417	6,255	1,348	5,653	13,256	28,673	6,716,980
12月	5,077	1,135	41	171	104	14	9	6,551	2,815	841	1,201	4,857	11,408	2,984,460
1月	9,122	2,114	3	41	182	33	19	11,514	5,188	1,039	849	7,076	18,590	4,998,240
2月	9,747	1,971	120	35	190	16	21	12,100	5,942	1,166	1,181	8,289	20,389	4,539,900
3月	14,500	5,129	173	155	229	39	22	20,247	7,946	1,649	4,123	13,718	33,965	8,757,100
合計	130,688	33,471	1,694	4,129	1,888	353	195	172,418	67,843	17,121	21,257	106,221	278,639	73,764,420

羽生水郷公園 設置・占用・行為許可一覧

R8. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	自動販売機の設置	園内	20台	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	流し台の設置	園内	2台	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	炭捨て場	園内	1基	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	バーベキュー場利用看板	園内	2台	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	両替機	館内	1台	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	バッテリーカー倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	バッテリーカー乗り場・看板	園内	2箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	飼育資材置場	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	園地管理・清掃職員用詰所	園内	2箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	園地管理機械格納倉庫	園内	2箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	プレハブ倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	看板倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	草刈機倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	商品等倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	格納庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	カヌー受付所	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	ゴルフカート格納倉庫	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	外売店屋根	園内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	おさかな・ザリガニ オブジェクト	館内	1箇所	R4.4.1	R9.3.31	5
設置	職員駐車場門扉	園内	1箇所	R7.2.10	R9.3.31	5
設置	便益施設(自販機 20、バーベキュー場節、バッテリーカー)、管理施設(倉庫) 休憩施設、修景施設	園内各所	186㎡	R4.4.1	R9.3.31	5年
設置	教養施設(植物の保護繁殖施設)	宝蔵寺沼(羽生市三田ヶ谷1302外)	30, 148㎡	H31.4.1	R11.3.31	10年
設置	休養施設(ベンチ10基)	水辺の花畑広場	一式	R4.4.1	R9.3.31	5年
設置	管理施設(門扉)	羽生水郷公園内	一式	R7.2.10	R9.3.31	2年
設置	便益施設(ハンドドライヤー)	羽生水郷公園内	一式	R7.2.24	R9.3.31	2年

羽生水郷公園 設置・占用・行為許可一覧

R8. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ランバイクの練習	5番橋付近の舗装路	1400m ²	R7.4.19	R7.4.19	1
行為	ニチガス展示会	臨時駐車場	2500m ²	R7.4.26	R7.4.27	2
行為	臨時駐車場の貸し出し	臨時駐車場	1000m ²	R7.6.1	R7.6.1	1
行為	夏の交通事故防止運動キャンペーン	さいたま水族館 レクチャールーム	-	R7.7.19	R7.7.19	1
行為	羽生市 Youtube撮影	さいたま水族館内	-	R7.8.19	R7.8.19	1
行為	結婚式の後撮り撮影	羽生水郷公園	-	R7.8.30	R7.8.30	1
行為	行田県土道路啓開訓練	臨時駐車場	-	R7.9.8	R7.9.8	1
行為	秋田犬の運動会	臨時駐車場	5187m ²	R7.11.2	R7.11.2	1
行為	秋田犬の博覧会	臨時駐車場	3760m ²	R7.11.23	R7.11.23	1
行為	東北自動車道埼玉県消防連絡協議会	北駐車場	-	R7.10.31	R7.10.31	1
行為	フォトエディング	羽生水郷公園	-	R7.9.25	R7.9.25	1
行為	交通事故防止啓発活動	さいたま水族館 正面入り口前	-	R7.11.14	R7.11.14	1
行為	犬のイベント	多目的広場	16400m ²	R7.12.6	R7.12.6	1
行為	水中ドローン撮影	羽生水郷公園 三田ヶ谷池	-	R7.10.31	R7.10.31	1
行為	フォトエディング	羽生水郷公園	-	R7.11.16	R7.11.16	1
行為	マイクロブタ交流会	多目的広場	-	R7.11.29	R7.11.29	1
行為	錦鯉品評会	芝生広場	800m ²	R7.12.13	R7.12.15	3
行為	バイク&ラン	羽生水郷公園	21021m ²	R7.12.7	R7.12.7	1
行為	フォトエディング	羽生水郷公園	-	R7.11.30	R7.11.30	1
行為	利根川水系上下流交流事業	さいたま水族館 レクチャールーム	-	R8.3.7	R8.3.7	1
行為	秋田犬品評会	臨時駐車場	4000m ²	R8.2.8	R8.2.8	1
行為	秋田犬品評会	臨時駐車場	4000m ²	R8.3.22	R8.3.22	1
行為	地域活性化イベント	さいたま水族館前 園路	324m ²	R8.3.7	R8.3.8	2
行為	ディスクドッグ	多目的広場	1458m ²	R8.3.27	R8.3.29	3

No.	品目	規格・型式等	数量	取得年度
1	作業台	東洋化学PKC-180	1	昭和58年度
2	円形水槽	特別注文	1	昭和58年度
3	実体顕微鏡	ニコン SMZ-10-3	1	昭和58年度
4	スライドファイルキャビネット	フジカラー P3600	1	昭和63年度
5	インキュベータ	サンヨー MIR-252	1	平成2年度
6	蒸留水製造装置	アドバンテック アクエアスGS200	1	平成3年度
7	芝刈機	パロネスGM65AW-R	1	平成14年度
8	クーラー(冷却器)	レイシーRZ-250Y	1	平成17年度
9	クーラー(冷却器)	レイシーRZ-250Y	1	平成17年度
10	冷蔵庫	サンヨー SCR-SK231	1	平成17年度
11	管理用エンジン付きボート	ヤマハ発動機W-16EH-1_F-15AWH	1	平成17年度
12	アクリル水槽	1200×600×600	1	平成18年度
13	アクリル水槽	1200×600×600	1	平成18年度
14	イレクターフェンス	特注品	1	平成18年度
15	シャッター付物置	ユニコンハウス9459-1U180	1	平成19年度
16	イレクターフェンス	特注品2000×650×1400	1	平成19年度
17	アース式ユーロタンク	KMF-3000S	1	平成19年度
18	スライドファイルキャビネット	トーハン SDC-A4-3DEA	1	平成19年度
19	小型クーラー	投げ込み式 N-200	1	平成20年度
20	冷凍機	レイシーLX-180ES	1	平成20年度
21	冷凍機	レイシーLX-180ES	1	平成20年度
22	常設展示水槽内アマゾン風FRP擬木・擬草	特注品 FRP	1	平成20年度
23	ガラス水槽	特注品1200×300×360	1	平成20年度
24	レプリカ	ムジナモレプリカモデル直径40cm	1	平成20年度
25	レプリカ	補虫葉レプリカモデル直径40cm	1	平成20年度
26	水槽(検査舍用)	ダイライト500L架台2460mm×885mm×350mm	1	平成21年度
27	水槽(検査舍用)	ダイライト500L架台2460mm×885mm×350mm	1	平成21年度
28	水槽(検査舍用)	ダイライト500L架台2460mm×885mm×350mm	1	平成21年度
29	水槽(検査舍用)	ダイライト500L架台2460mm×885mm×350mm	1	平成21年度
30	水槽(検査舍用)	ヤスダR-500架台2460mm×885mm	1	平成21年度
31	アクリル水槽一式	水槽(YTM-800)800Φ×700H_8mm架台	1	平成21年度
32	アクリル水槽一式	水槽(YTM-800)800Φ×700H_8mm架台	1	平成21年度
33	生物顕微鏡	ライカ DM1000-1LED	1	平成21年度
34	水槽(検査舍用)	ヤスダR-500架台2460mm×885mm	1	平成21年度
35	人工気象装置	日本医化機器製作所 LH-100S	1	平成22年度
36	レプリカ	ムサシトミヨレプリカ展示模型FRP製 特注品	1	平成22年度
37	自動体外式除細動器一式	日本光電工業AED-3100カルジオライフ	1	平成23年度
38	硬貨計算機	タイト株式会社勤太DC-9P	1	平成24年度
39	監視カメラ	αQ0800S SLS-TO150A	1	平成26年度
40	監視カメラ	SLS-TO250	1	平成26年度
41	おむつ交換台	W638×D900×H990	1	平成27年度
42	パーテーション	H2100	1	平成27年度
43	プロジェクター	エプソン(EB-2140W)	1	平成29年度
44	危険物保管庫	ナガワSK-1	1	令和元年度
45	ミニ耕運機	ホンダ こまめF220	1	令和元年度
46	ワイヤレスアンプ	TOA WA-2800	1	令和元年度
47	溶存酸素・PH計	東亜DKK DM-32P	1	令和元年度
48	アクリル水槽	オーバーフロー式W1200×D1200×H600	1	令和3年度
49	アクリル水槽	オーバーフロー式W1200×D1200×H600	1	令和3年度
50	アクリル水槽	オーバーフロー式W1200×D1200×H600	1	令和3年度
51	アクリル製濾過槽	W1000mm×D600mm×H400mmオーダー濾過槽	1	令和3年度
52	アクリル製濾過槽	W1000mm×D600mm×H400mmオーダー濾過槽	1	令和3年度
53	アクリル製濾過槽	W1000mm×D600mm×H400mmオーダー濾過槽	1	令和3年度
54	プレハブ式冷凍庫	ホシザキ北関東株式会社製W1800×D1800×H2460	1	令和3年度
55	おむつ交換台	combi エンジェルKおむつ交換台荷物台付き W790×D800×H922	1	令和4年度
56	授乳ソファ	combi エンジェルK授乳ソファダブルJS41D W1,200×D600×H700	1	令和4年度
57	自動体外式除細動器(AED)	日本光電 AED-3150	1	令和4年度
58	台形水槽	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ500mm	1	令和4年度
59	台形水槽	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ500mm	1	令和4年度
60	台形水槽	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ500mm	1	令和4年度
61	台形水槽台	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ800mm	1	令和4年度
62	台形水槽台	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ800mm	1	令和4年度
63	台形水槽台	特注品 短辺750mm・長辺1500mm×奥行750mm×高さ800mm	1	令和4年度
64	アクリル水槽	特注品 縦300mm×横300mm×高さ300mm	1	令和4年度
65	アクリル水槽台	特注品 縦300mm×横300mm×高さ500mm	1	令和4年度
66	水槽クーラー	ゼンスイ(株)ZRC-400B	1	令和5年度
67	水槽クーラー	ゼンスイ(株)ZRC-400B	1	令和5年度
68	実体顕微鏡	株式会社レイマー LW-820T及びA20	1	令和5年度

利用料金等の設定（羽生水郷公園）

（1）利用料金

ア 施設利用

施設名	現行料金(円)	
さいたま水族館入館料	大人（高校生以上）	400 円
	小人（小中学生）	100 円
	大人（特別展開催中）	500 円
	小人（特別展開催中）	200 円
	大人団体（20人以上）	320 円
	小人団体（20人以上）	80 円
	大人団体 （特別展開催中）	400 円
	小人団体 （特別展開催中）	160 円
	年間パスポート	
	大人	1,500 円
シニア	1,200 円	
小人	600 円	

- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号））第1条に規定する学校（教員委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業の場合は、一般の金額の半額とする。
- * 小学校就学前の者が利用する場合は、「入館料」の料金を無料とする。
- * 団体料金は20人以上の有料利用者が合同入館する場合について適用する。
- * 「小人」とは、小学生及び中学生をいう。
- * 5月5日（こどもの日）及び11月14日（県民の日）の小人の「入館料」は無料とする。
- * 地域との連携事業に参加した小人は無料とする。
- * 「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）第3条に規定する者が利用する場合は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）で定める額を減免する。
- * 利用促進、PRのためイベント共催・協賛をする場合、又は関連施設との連携により相互割引等の事業を実施する場合の「入館料」は、団体料金を適用することができる。

- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、利用料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。
- * 上記により算出した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売、興行その他の営業行為 (下記以外の営業行為)	1 m ² 当たり 1 時間 3 円
(フリーマーケット)	1 m ² 当たり 1 時間 2 円
写真の撮影	1 件 当たり 1 時間 1,570 円
映画等の撮影	1 件 当たり 1 時間 4,500 円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 m ² 当たり 1 時間 1 円
広告物の表示	表示面積 1 m ² 当たり 1 時間 530 円

- * 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。
- * 行為に要する時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- * 表の行為は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（教育委員会等を含む）及び、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所をいう。以下同じ。）は除く。）が主催する事業の場合は、無料とする。
- * 国又は地方公共団体（学校及び保育所は除く。）が共催する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * 学校教育法にいう学校、児童福祉法にいう保育所が主催する事業の場合は、表の金額の半額とする。
- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」については、表に掲げる額に許可対象となる数量を乗じて得た額に105分の110を乗じて得た額とする。
- * 県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額にそれぞれ当該金額

の100分の50に相当する額を加えた額を基準とする。

- * 表の行為許可のうち「物品の販売、興行その他の営業行為」、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し」を行いかつ入場料又はこれに類するものの徴収をする場合並びに公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、入場料又はこれに類するものの総収入額の100分の6に相当する額又は52,380円のいずれか高い額とする。
- * 上記により算出した金額が、10円未満であるときの料金は、0円とする。また、10円以上となる場合において、その金額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- * 電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、行為許可料金の他に別途実費相当額を徴収することができる。

(2) 自主事業

ア 既存事業

行 為	現行料金 (円)
庭池の魚の餌販売、魚のふれあい体験	コイ 100 円 チョウザメ 200 円 オリジナル缶バッジ 100 円 オリジナルマグネット缶バッジ 200 円 オリジナルガチャガチャ 200 円～500 円 お魚の足湯体験 (ガラルファ) 500 円～1,000 円
バッテリーカー	1 回 100 円
直営売店	100 円～10,000 円
貸自転車	1 台 1 時間 420 円、2 人乗り自転車 800 円
カヌー体験	1 艇 1 時間 1,580 円 超過 30 分間ごと 780 円 カヌー持込の場合は 1 艇 2 時間 1,050 円
三田ヶ谷池ボートツアー	大人 (高校生以上) 水族館入館料+630 円 小人 (3 歳以上中学生まで) 水族館入館料+320 円
手漕ぎボート	1 艇 1 時間 810 円
バーベキュー	1 区画 1,050 円
フリーマーケット	1 区画 1,530 円
移動水族館	1 日 50,000～100,000 円

貸用具(スポーツ用品、テント等)	半日、1日単位 200円～1,500円
グラウンドゴルフ大会	1,000円
飼育体験教室ほか	500円～1,000円
にぎわい創出	100円～500円

- * 売店、自動販売機販売料金は、市場価格を参考に設定する。
- * 上記以外に実施する公益事業について、参加費等を徴収する場合は受益者負担相当額の範囲内とする。
- * カヌー体験においては、利用促進、PRのためイベント共催・協賛をする関連施設には、1艇1時間1,580円のところ1,480円にて料金を適用することができる。
- * 貸自転車、カヌー体験、手漕ぎボート、バーベキュー場、ボール等貸用具は、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）第3条に規定する者が利用する場合は、免除する。

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-1

(令和8年6月30日現在)

分 類	種 名	現在数	備 考
魚 類			
ウナギ科	ウナギ	5	
サケ科	イワナ	43	うち秩父地域個体群9
	ニジマス	59	
	ヤマメ	17	
コイ科	ウグイ	43	
	ムギツク	3	
	アブラハヤ	7	
	カワムツ	14	
	ヌマヌツ	13	
	オイカワ	35	
	ワタカ	11	
	ソウギョ	106	
	アオウオ	51	
	コクレン	5	
	ハクレン	10	
	カマツカ	2	
	ビワヒガイ	17	
	タモロコ	51	
	モツゴ	18	
	ニゴイ	7	
コイ	1		
小 計		518	

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-2

(令和8年6月30日現在)

分類	種名	現在数	備考
コイ科	キンブナ	9	
	ゲンゴロウブナ	6	
	ギンブナ	4	
	ダントウボウ	2	
	タイリクバラタナゴ	81	
	ニッポンバラタナゴ	23	絶滅危惧 I A 類
	ゼニタナゴ	59	
	ヤリタナゴ	5	
	イチモンジタナゴ	2	
	アカヒレタビラ	1	
	ミヤコタナゴ	227	(国)天然記念物、絶滅危惧 I A 類
ドジョウ科	ドジョウ	12	
	ヒガシシマドジョウ	14	
	カラドジョウ	1	
	ホトケドジョウ	22	絶滅危惧 I B 類
ギギ科	ギバチ	2	絶滅危惧 II 類
	コウライギギ	4	
アカザ科	アカザ	5	絶滅危惧 II 類
ナマズ科	ナマズ	6	
	ビワコオオナマズ	1	
イクタルルス科	アメリカナマズ	1	
メダカ科	メダカ	11	絶滅危惧 II 類
カダヤシ科	カダヤシ	11	
トゲウオ科	ムサシトミヨ	54	絶滅危惧 I A 類
カジカ科	カジカ	12	
スズキ科	スズキ	5	
ケツギョ科	オヤニラミ	6	
バス科	オオクチバス	1	
	コクチバス	2	
	ブルーギル	7	
ハゼ科	トビハゼ	7	
スズメダイ科	カクレクマノミ	1	
小計		604	

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-3

(令和8年6月30日現在)

分類	種名	現在数	備考
ハゼ科	ヌマチチブ	2	
	ヨシノボリ	1	
	ジュズカケハゼ	2	
	カワアナゴ	7	
ゴクラクギョ科	チョウセンブナ	1	
タイワンドジョウ科	カムルチー	2	
小計		15	
外国産魚類			
オーストラリアハイギョ科	オーストラリアハイギョ	1	
ポリプテルス科	ポリプテルスエンドリケリー	2	
	ポリプテルスビキール	1	
チョウザメ科	シロチョウザメ	6	ワシントン条約付属書Ⅱ
	チョウザメ(ベステル)	29	
	アムールチョウザメ	1	
	シベリアチョウザメ	3	
	オオチョウザメ	5	
ガー科	アリゲーターガー	13	
	ショートノーズガー	2	
	ロングノーズガー	2	
	スポットテッドガー	8	
	トロピカルジャイアントガー	4	
	キューバンガー	6	
コイ科	ガラ・ルファ	1,076	
	ゼブラダニオ	10	
	アカヒレ	10	
	スマトラ	1	
	レッドフィンバルブ	5	
アユカンダ科	パキスタンローチ	4	
ドジョウ科	クーリーローチ	1	
サッカー科	エンツユイ	1	
カワスズメ科	ナイルテラピア	108	
アロワナ科	アジアアロワナ	2	
シソル科	バガリウスバガリウス	2	
ナマズ科	トランスルーセントグラスキャット	8	
ピロメドゥス科	クララ	1	
ピメロディス科	タイガーシャベルノーズ	1	
	レッドテールキャット	3	

ロリカリア科	オトシングルス	1	
	セルフインプレコ	1	
	リネロリカリア	2	
カリクティス科	コリドラスパンダ	1	
	コリドラスジュリー	3	
	コリドラスステルバイ	4	
ドラス科	メガロドラス	1	
	オキシドラス	2	
パンガシウス科	パールン	2	
	カイヤン	3	
サカサナマズ科	ビルマサカサナマズ	1	
	サカサナマズ	1	
メラノタエア科	レインボーフィッシュ	8	
オフスロネムス科	オレンジフィングラミー	1	
	ショートボディーグラミー	1	
シクリッド科	ディスカス	1	
	アストロノータス	6	
	パロットファイヤー	3	
	ゴールドゼブラシクリッド	10	
	イエローストライプシクリッド	10	
	スキアエノミクス・フライエリー	7	
タイワンドジョウ科	コウタイ	1	
アカメ科	バラマンディ	1	
カラシン科	ドラード	1	
	レッドテトラ	13	
	レッドファントムテトラ	50	
	ブラックファントムテトラ	40	
	シルバーハチェット	7	
	メチニス	3	
	ブラックコロソマ	1	
	レッドコロソマ	22	
	ピラニアナッテリー	20	
	ブラインドケープカラシン	4	
アレステス科	コンゴテトラ	26	
アプテロノートス科	ブラックゴースト	2	
卵胎生メダカ	ソードテール	107	
小 計		1,679	

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-4

(令和8年6月30日現在)

分類	種名	現在数	備考
キンギョ・ニシキゴイ			
コイ科	ニシキゴイ	202	
	ヒレナガニシキゴイ	137	
	ワキン	100	
	コメット	1	
	シュブンキン	4	
	リュウキン	8	
	デメキン	12	
	アズマニシキ	4	
	オランダシシガシラ	4	
	サクラニシキ	1	
	エドニシキ	1	
	モミジリュウキン	1	
	ランチュウ	1	
	黄金琉金	10	
	チャキン	18	
	チョウビ	4	
	チョウチンパール	2	
	イエローコメット	1	
	ヒブナ	4	
	ナンキン	1	
	メノウチョウビ	2	
	キャリコ琉金	2	
	セイブングョ	1	
福ダルマ	1		
	改良メダカ	300	
小計		483	

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-5

(令和8年6月30日現在)

分類	種名	現在数	備考
甲殻類			
テナガエビ科	テナガエビ	3	
イワガニ科	クロベンケイガニ	21	
	ベンケイガニ	10	
	モクズガニ	2	
サワガニ科	サワガニ	17	
ザリガニ科	アメリカザリガニ	10	
小計		63	
水生昆虫			
タイコウチ科	ミズカマキリ	20	
	タイコウチ	4	
タガメ科	タガメ	31	危急種
ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	19	
	クロゲンゴロウ	4	
	ハイイロゲンゴロウ	6	
小計		84	

さいたま水族館魚類等飼育状況

別紙11-6

(令和8年6月30日現在)

分類	種名	現在数	備考
両生類			
イモリ科	アカハライモリ	58	
サンショウウオ科	トウキョウサンショウウオ	3	
トラフサンショウウオ科	アホロートル	3	ワシントン条約付属書Ⅱ
オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	1	〃、(国)特別天然記念物、希少種
ヒキガエル科	アズマヒキガエル	4	
ヌマガエル科	ヌマガエル	9	
アオガエル科	カジカガエル	3	
アカガエル科	トウキョウダルマガエル	5	
	ナガレタゴガエル	1	
小計		87	
爬虫類			
スッポン科	スッポン	3	
スッポンモドキ科	スッポンモドキ	1	
イシガメ科	イシガメ	12	
	クサガメ	59	
ヌマガメ科	アカミミガメ	5	
ドロガメ科	カプトニオイガメ	2	

カミツキガメ科	ワニガメ	2	
	カミツキガメ	2	
ヘビクビガメ科	ジーベンロックナガクビガメ	1	
リクガメ科	ギリシャリクガメ	1	
小 計		88	
水生植物			
モウセンゴケ科	ムジナモ	983	
小 計		983	
哺乳類			
イタチ科	コツメカワウソ	2	
小 計		2	
合 計		4,604	

* 絶滅危惧種、危急種、希少種は環境庁・レッドデータブックによる記載

印は現在展示中の種

羽生水郷公園利用者アンケート結果

【問1-1】あなたの年齢を教えてください。



回答数 31

【問1-2】あなたの性別を教えてください。



回答数 31

【問1-3】あなたの職業について教えてください。



回答数 31

【問1-4】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市	4	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	0
川越市	1	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	4
熊谷市	1	朝霞市	1	毛呂山町	0	松伏町	0
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	1	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	2
秩父市	1	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	1
所沢市	0	桶川市	1	小川町	0	★県外(千葉県)	0
飯能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	0
加須市	7	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		
春日部市	0	三郷市	0	横瀬町	0		
狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	1		
羽生市	3	坂戸市	0	長瀨町	0		
鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0		
深谷市	2	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0		
上尾市	0	日高市	0	美里町	0		
草加市	1	吉川市	0	神川町	0		
越谷市	0	ふじみ野市	0	上里町	0		
蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0		

【問2-2】その公園の利用頻度を教えてください。



ほぼ毎日
3.2%

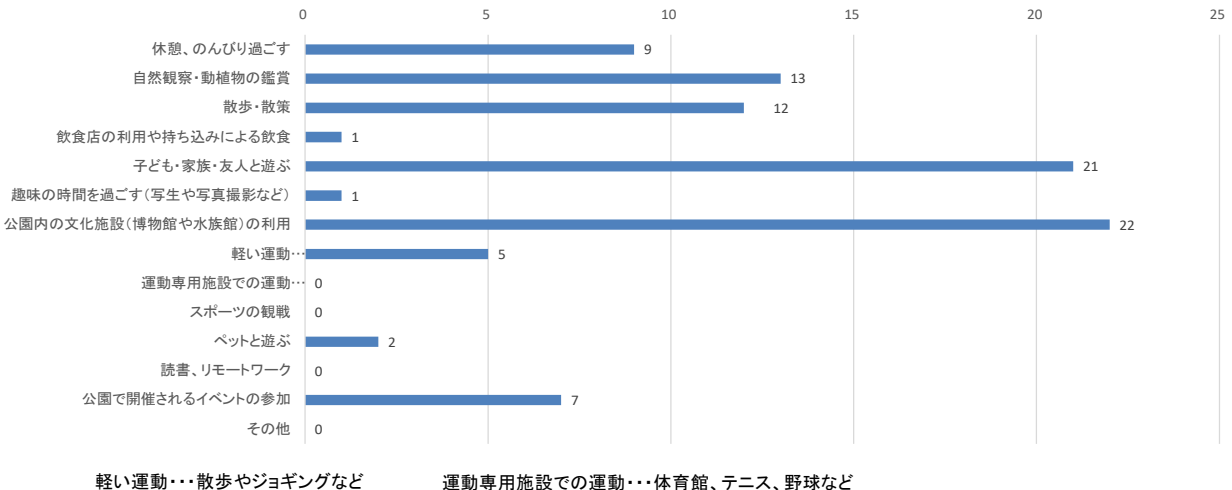
回答数 31

【問2-3】その公園への交通手段を教えてください。

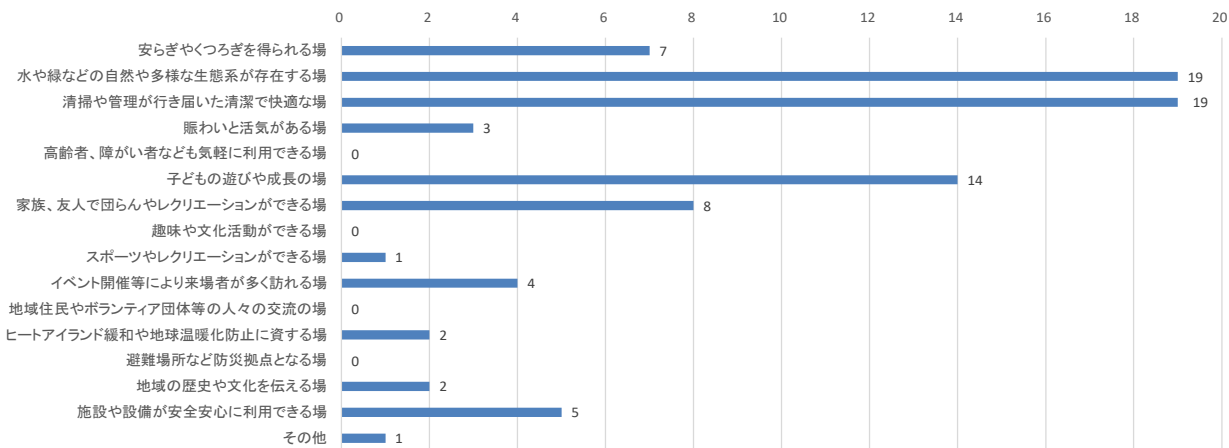


回答数 31

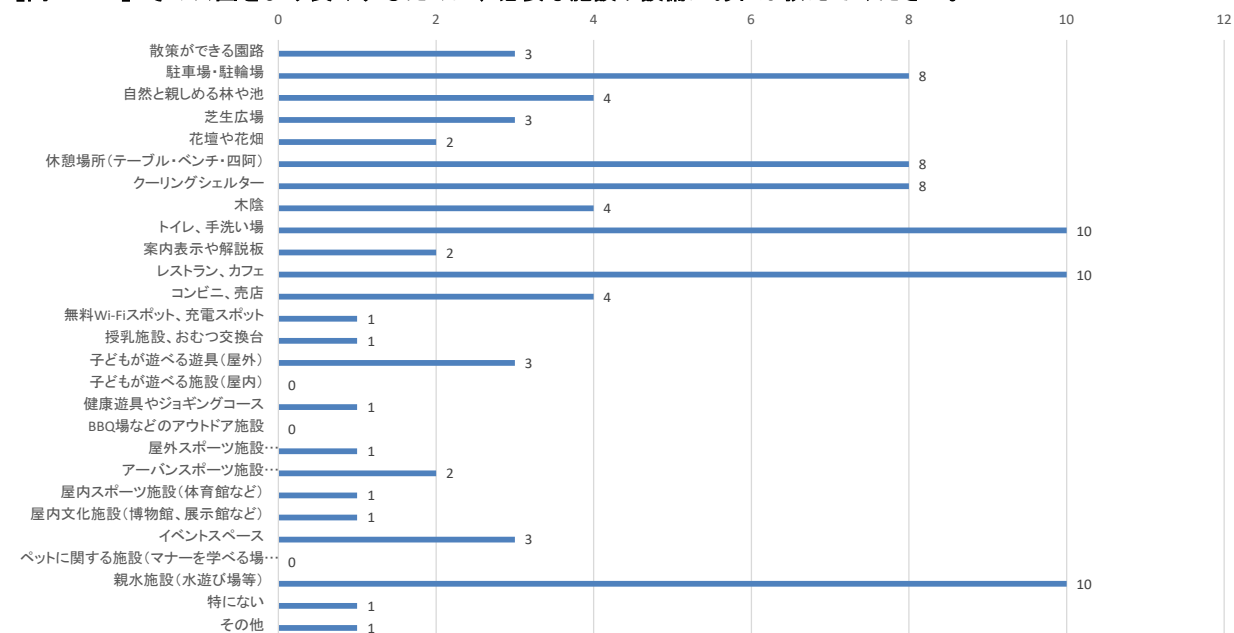
【問2-4】その公園の利用目的について教えてください。



【問2-5】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- 売店は大手コンビニなど、指名参加で落札する様な感じではなく、昔ながらの売店や直売所みたいなローカルな地元感溢れている感じ、そして食べ物など、地元感が有るといいですね。(50代・男性)
- 夏は日陰がなく暑さをしのげる場所とか冷たい風や霧のでる通路があるといいなあと思います。美味しいポテトのキッチンカーがいつも出っていて、水族館にいったらポテトを家族みんなで食べて帰ってくるのも楽しみの一つです。(50代・女性)
- ハンドメイドのマルシェイベントを増やしたり、熱中症対策の日陰になる場所を作って欲しいです。(30代・女性)
- 南側駐車場近くのトイレが時折臭うので、何とかしてほしいです。遊具の滑り台がしばらく使えない状況が続いているので、直してほしいです。クライミングの遊具が撤去されたので、別の遊具が設置されると嬉しいです。(30代・女性)
- たまに遊びに行くと草を刈っていて、音が気になったり砂埃がたっていたりするので、事前に分かるとよいと思う。また、バッテリーカーの値段を下げて欲しい。(30代・女性)
- トイレが汚いところが多いので利用したくないと思うことがしばしば。防犯のためにカメラがあるといいと思う。(30代・女性)
- 川の国埼玉を象徴する貴重な淡水魚水族館のさらなる発展を期待します。駅からのバスがあると利用しやすいです。(30代・女性)
- 自然の多さ、広い休憩舎、水族館など、魅力の多い公園です。ただし、売店の営業が休日のみなのが残念です。(50代・男性)
- ハンドメイドマルシェの開催や木陰を作って欲しい。(30代・女性)

指定管理業務に関する特記仕様書（羽生水郷公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
 - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
 - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業に使用する場合は、料金を免除とし、共催する事業に使用する場合は、1/2以上を減額すること。
 - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
 - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
 - ア 施設のバリューアップによる維持管理水準の上昇や物価・労務単価等が上昇する中での施設の維持管理水準の確保など、公園管理運営の実状を踏まえた、合理的かつ具体的な理由による適切な時期の改定であること
 - イ 料金改定による利用者満足度や利用者数等への影響に配慮し、利用者ニーズを踏まえた柔軟な運営や新たな取組など、サービスの向上が図られていること
 - ウ 近隣（関東近県）の同種同規模施設（公営・民営）の料金の状況と比較（国際試合や全国規模の大会が開催される施設の場合は全国）しても妥当な額であること
 - エ 変更について、利用者への周知期間が設けられていること（おおむね1月以上）
 - オ 利用料金の改定により確保された財源については、施設の機能の保持、品質の確保に優先して使用すること
 - カ 指定管理期間中の料金変更については、変更後複数年にわたり大幅な黒字決算となった場合には、委託料の変更も検討する

4 植物管理業務について

公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。

5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。

6 施設の課題

水族館施設は昭和58年に開設された施設であり、これまでの間に小規模修繕、緊急修繕などを実施したものの、水族館本館屋上や外壁、展示水槽などに経年劣化が見られるため、別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と協力し適切な措置を行うこと。

7 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たす保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」（原則年3回開催）への出席に配慮すること。

8 防災に関する訓練等に協力すること。

羽生水郷公園は羽生市の地域防災計画で避難地として指定されている他、県地域防災計画での防災活動拠点と指定されている。管理者として県や市に協力すること。

9 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号、以下、動物愛護法という。）第10条第1項に規定する動物取扱業の登録を受けていること。また、同法第22条の規定により、動物取扱責任者を選任すること。

10 飼養する動物の取扱いについては、次の事項を遵守すること。

- (1) 動物愛護法第7条第1項から第3項で規定する事項。
- (2) 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年3月27日条例第19号、以下、動物愛護条例という。）第4条、第6条、第14条及び第15条で規定する事項。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号、以下、感染症法という。）第5条の2第2項で規定する事

項。

- (4) 展示動物の飼養及び保管に関する基準（平成16年4月30日環境省告示第33号）で規定する事項。
- (5) 動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成18年1月20日環境省告示第20号）第1条から第5条及び第6条第3項から第5項で規定する事項。
- (6) 職員及び来園者において、当園で飼養する動物が原因で、疾病を発症したとき又は発症のおそれがあるときは、直ちに県へ報告するとともに、まん延防止のために必要な対策をとること。
- (7) 動物愛護条例第15条で規定するほか、飼養する動物が人の生命又は身体に害を加えたときは、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、その事故及びその後の措置について、直ちに県に報告すること。
- (8) 動物愛護法第26条で規定する特定動物を新たに飼養する場合は、事前に県と協議すること。
- (9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号、以下、種の保存法という。）第7条の規定を踏まえ、希少野生動物種の飼養に当たっては、保存することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めること。
- (10) 動物については、県と報告する個体について協議の上、毎月個体数の変化がわかる資料を作成し、飼育状況を県に報告すること。

11 従事者に対し、人と動物の共通感染症の予防と健康管理を図ること。

- (1) 従事者に対し、必要に応じて感染症に関する正確な情報とその防疫上必要な知識と技術について教育、啓発すること。
- (2) 動物の管理、飼養に関わる従事者の健康診断を定期的実施し、必要に応じて予防接種を実施すること。
- (3) 従事者が動物の血液、体液、粘液、排泄物などの体液に接触する作業を行う場合は、手袋、マスク、ゴーグルなどの着用を努めること。
- (4) 労働安全衛生法第12条で規定する衛生管理者又は同法第12条の2で規定する衛生推進者とあらかじめ予防と対策を協議し、感染の危険性が高い区域、現場での作業等の把握に努め、感染リスクの減少に努めること。

12 来園者に対し、人と動物の共通感染症の予防を図ること。

- (1) 必要に応じて動物に由来する感染症に関する正確な情報を提供すること。
- (2) 「動物と接触する区域」と「動物と接触のない区域」とを明確に区分し、飲食や喫煙については、「動物と接触のない区域」で行わせること。
- (3) 動物の体液や糞尿による汚染を可能な限り防止するとともに、「動物と接

触する区域」から入退出する時は、石けんや流水による手洗いを行わせること。

13 基本協定書第5条第14項で規定するマニュアルについては、その他不測の事態への対応等として、次の項目を加えること。

- (1) 飼養する動物に由来する感染症の予防並びに発症時の対処方法。
- (2) 飼養する動物が、飼養又は保管する施設から脱出した時の対処方法。
- (3) 飼養する動物が、人の生命又は身体に害を加えた時の対処方法。

14 次の事項を踏まえ、公園の活性化を図ること。

- (1) 当公園は、国内でただ1か所の「ムジナモの自生地」である宝蔵寺沼に隣接する公園である。さいたま水族館、菖蒲田、修景池など水を中心に生物と自然をテーマにした、魅力ある文化教養型レクリエーション拠点となるように整備されたことを踏まえ、公園が活性化する展示や事業を企画、運営すること。
- (2) 動物の展示に当たっては、展示テーマとその配置について、来園者にとって分かりやすいものにするよう努めること。
- (3) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年3月24日条例第11号）で規定する第3条第1項の趣旨を踏まえ、ムサシトミヨ、ミヤコタナゴ及びムジナモ等希少野生動物の種の保護繁殖に努めるとともに、同条第2項の趣旨を踏まえ、展示等事業の実施に当たっては、希少野生動植物の種の保護の必要性について、県民等の理解を深めるよう努めること。
- (4) 動物愛護法第4条で規定する動物愛護週間には、広く国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、その趣旨にふさわしい事業を実施すること。
- (5) 水辺や川の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、公園や水族館の特性に応じ、協力を努めること。

15 要請があった場合は、教員又は学芸員に対する教育研修活動を実施すること。

16 社団法人日本動物園水族館協会に所属し、運営について協力するとともに、他の動物園等との連携を図ること。

17 地域との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように地元ボランティアなど地域と連携し、公園管理を行うよう努力すること。

18 地元自治体との協力

指定管理者、羽生市長、埼玉県営繕・公園事務所長の3者で締結している次の覚書について、覚書に基づき、以下の例に示した事業及び行動などを進めること。

① 「世界キャラクターさみっとin羽生」について、羽生水郷公園を会場として行われる際のその円滑な実施のためのそれぞれの責務等についての覚書。

- (1) 当該事業により公園施設が損傷等した場合、その修繕は羽生市が行うこと。
- (2) 当該事業実施期間中、羽生市により駐車場利用料金を徴収や有料バスを運行するなど来園者に負担がかかる場合、水族館の入館料を無料化するなど配慮すること。
- (3) 羽生市が羽生水郷公園及びさいたま水族館を利活用してのふるさと納税を企画した場合、それに協力をすること。

『「世界キャラクターさみっとin羽生」の実施に伴う県営羽生水郷公園の利用方法等について』（平成31年1月11日締結）

② 羽生水郷公園及び公園に隣接する羽生市観光施設（「羽生三田ヶ谷農林公園キャッセ羽生」及び「観光農園」）と連携・協力して事業を実施すること等により、利用者サービスの向上及び三田ヶ谷地区の地域活性化を図るための覚書。

- (1) 公園まつり及びキャッセ羽生等のイベントを同日開催し、来場者拡大などの相乗効果を高めること。
- (2) 羽生市観光施設において多数の来場者が見込まれる場合、事前協議の上、無償で駐車場の使用を認めること。
- (3) 水辺の花畑広場において、年中、花やハーブを楽しめるよう羽生市と協働し行うこと。

『県営羽生水郷公園と羽生市観光施設との連携による三田ヶ谷地区の地域活性化に関する覚書』（令和2年3月16日締結）

19 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分（案）」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

20 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

21 本書に定めのない事項

本書に定めのない事項が発生した時は、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

羽生水郷公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	○	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m ³
	小規模貯水水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m ³ 、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プールの安全安心要綱第8条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理および清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

さいたま水族館 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	○	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	○	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	/	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	○	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	/	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プールの安全安心要綱第8条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	○	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理および清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物の処理および清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
動物愛護法	動物取扱業の登録、特定動物の飼養又は管理の許可	動物愛護法第10条、第26条	○	登録、許可
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家用発電設備)

1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐压試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐压試験			○
	内部点検			○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	シーケンス試験		○		
	端子配線符号		○		
計器の較正		○			
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の較正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
		接地線接続部の点検		○	
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備 (屋外電線路を含む)	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の較正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	その他の機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象			点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
				始動試験	○	○		
				機関主要部分の分解			○	
				排ガス測定		○		
				内燃機関の分解			○	
			ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
			カップリング			○		
			オイルポンプ			○		
			スクリーユ圧縮機分解点検				○	
			補機類	外観点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				駆動機シリンダ部グリース補給		○		
				リミットスイッチ動作位置		○		
			計装用空気圧縮機	軸受部開放点検			○	
				ドレン抜き	○	○		
				異音、振動、漏れ等	○	○		
				ベルトの点検、調整		○		
				総合分解点検			○	
			純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
				計器点検	○	○		
				純粋タンク水位、流量	○	○		
				カートリッジ純水器再生	○	○		
				総合システム点検		○		
			始動用空気圧縮機	純水加圧ポンプの分解点検			○	
				ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
				圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
				安全弁の作動	○	○		
				潤滑油交換		○		
				ベルトの点検、調整		○		
				ピストン、シリンダーの分解点検			○	
			発電機関係	外観点検	○	○		
				整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
				制御装置点検		○	○	
				接地線接続部の点検		○		
				内部点検			○	
				絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
				保護継電器の動作試験		○		
			蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○			
			始動試験	○	○			
			機関主要部分の分解		○	○		
			排ガス測定		○			
			内燃機関の分解			○		

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン機関	ガスタービン	外観点検	○	○	
					計器盤点検	○	○	
					振動・異音・異臭等	○	○	
					油面、漏れ等	○	○	
					燃焼器点検		○	
					機器内部点検		○	
					高温部分解点検			○
					オーバーホール			○
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
				スクリーユ圧縮機分解点検			○	
				補機類	外観点検	○	○	
					振動・異音・異臭等	○	○	
		駆動機シリンダ部グリース補給			○			
		リミットスイッチ動作位置			○			
		軸受部開放点検			○			
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
			総合分解点検			○		
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
			総合システム点検		○			
		純水加圧ポンプの分解点検			○			
		始動用空気圧縮機	ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
			ピストン、シリンダの分解点検			○		
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
			ヒューズ類の点検		○			
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○			
			盤内、外面の清掃		○			
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○			
			その他配電設備と同じ		○			
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱		○	○				
	グリースの劣化・漏れ等			○				
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
自家用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○	
			始動試験	○	○	
			機関主要部分の分解		○	
			内燃機関の分解			○
		発電機関係	外観点検	○	○	○
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○	
			制御装置点検の点検		○	
			接地線接続部の点検		○	
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○		
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。
	車両	ブレーキ	○	○		
		タイヤ	○	○		
		エンジン関係	○	○		
		燃料	○	○		
		ライト、ウインカー	○	○		
		その他	○	○		
		排ガス測定		○		
		外観点検	○	○		
	太陽光発電設備	太陽電池アレイ（架台を含む。）	接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			開放電圧測定		○	
			外観点検	○	○	
		中継端子箱アレイ出力開閉器	接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			外観点検	○	○	
			異音、異臭等	○	○	
		インバータ	接地線接続部の点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			保護機能試験		○	
			外観点検	○	○	
	系統関係保護装置	接地線接続部	○	○		
絶縁抵抗測定			○			
投入ロック試験			○			
保護継電器の動作試験			○			
外観点検		○	○			
接地設備	接地抵抗測定		○			
風力発電設備	風車	外観点検	○	○		
		尾翼ダンパー点検、交換				
		ブレード点検、交換			○	
	タワー	外観点検	○	○		
		ウィンチ点検		○		
	風速計	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
	発電機	外観点検	○	○		
		異音等	○	○		
		ブラシ点検、交換			○	
		オーバーホール			○	
		絶縁抵抗測定		○		
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
系統関係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。		
接地設備	接地抵抗測定		○			

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 <small>(非常用予備発電装置を含む)</small>	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

別紙

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第1のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。